

# 令和3年度事業経過報告

## 一 制度対策本部関係

制度対策本部は連合会長を本部長（本部長代理は制度対策本部担当副会長）、副会長を副本部長とし、各常任理事が本部員となるが、今期は、制度対策本部担当副会長を常勤としたことに加え、新設として担当の理事が就き、他の部との連携をより円滑かつ密に行える態勢を整え、緊急課題へもきめ細かく、また迅速な対応ができるよう備えることとした。

### 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

#### (1) 改正民法、改正不動産登記法及び相続土地国庫帰属法への対応

所有者不明土地に関しては、令和3年4月の改正民法・不動産登記法の成立により、法的整備は一段落し、今後は関連する政省令の整備を経て、施行へと移行していくことになる。

改正民法・不動産登記法においては、「隣地立入権」「導管設置権」「越境物の処理」「新たな管理人制度」「相続土地国庫帰属法」「相続登記の義務化」などが新たに設けられた。これらの新たな規定、政省令などについて、社会事業部、広報部など組織内部はもとより、外部団体とも連携し対応を進めてきた。

また、予算政策要望など様々な機会を通じて、新たな制度への土地家屋調査士の活用について、関係各方面へ働き掛けをしてきた。

#### (2) 連合会におけるシンクタンク機能についての検討

連合会におけるシンクタンク機能を持った組織については、従前からその必要性が強く示され、今期「土地家屋調査士総合研究所（仮称）創設に関する検討PT」を組成し、検討を行ってきた。

「役員改選等に捕らわれない独立したシンクタンクとしての機能」をテーマに、「連合会機関としての在り方」、「既存の部署との関係」、「規模、体制」等幅広く検討、意見交換を重ねたところではあるが、なお、引き続き多面的な検討が必要と考えられることから、同PTの検討取りまとめを踏まえて令和4年度にはより具現化するための検討を進め、実現につなげたいと考えている。

#### (3) 国等の主催する有識者会議関係

「共有私道の保存・管理等に関する事例研究会」（主催：法務省民事局参事官室、座長：慶應義塾大学大学院松尾弘教授）については、平成29年に日調連も構成員として参画し、「所有者不明私道への対応ガイドライン」が取りまとめられた。今般、民法等の一部を改正する法律の成立、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針の変更（令和3年6月7

日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)を受け、共有制度、財産管理制度、相隣関係などに関して、同ガイドラインにおいても改訂の必要が想定されることから、法務省から研究会を再開するに当たって、日調連に再度の委員の派遣依頼があり、柳澤副会長が委員として参画し、土地家屋調査士の立場で意見を述べた。

研究会は、令和3年9月17日に初回会議が行われ、令和4年3月16日の第3回会議をもって終了した。

同研究会の結果を受け、令和4年4月頃に改訂されたガイドラインが発出された。

## 2 土地家屋調査士制度改革の推進

### (1) 土地家屋調査士法改正(次期改正対応含む) 対応

今般の土地家屋調査士法改正後の対応は、総務部と連携を図り一人法人や懲戒処分の関係について検討されることとなっており連携を図った。

### (2) 土地家屋調査士試験制度対応見直し等の検討

土地家屋調査士試験について、内容、試験委員の人選など制度の在り方全般についての検討を行い、加えて受験者拡大に必要な改革、改善についても提言が行えるよう、関係各部との連携及び関係機関との意見交換を行い対応した。

令和3年11月には、土地家屋調査士試験委員候補者を推薦している各土地家屋調査士会の会長と試験委員経験者を交え、試験委員候補者の推薦方法や各会の対応の実情などについて説明を受けた後、今後の試験委員の推薦条件に係る要望事項や受験者数拡大策について、試験制度の枠組みの観点、広報的観点、更には試験問題の内容の観点から意見交換を行った。

## 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対応

準天頂衛星システム(QZSS)の土地家屋調査士の登記測量への利活用に関する情報収集及び対応を業務部と連携して行った。

また、令和3年9月1日、「デジタル庁」が発足されたことを受け、今後進められるデジタル改革などの政策と土地家屋調査士業務との関連について、情報収集を行った。登記情報提供サービスにつき、利用時間の延長等の申し入れを行い、令和4年10月1日からの実現に至った。

## 4 学識者との共同研究

第12回国際地籍シンポジウムについては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により2020年、2021年と開催を延期したところであるが、2022年は集合開催を目指すことが参加者(日本・韓国・台湾)間で申合せ済みとなっており、引き続き開催当事国であ

る韓国と開催方法、時期、運営方法等について情報交換を行ない調整している。

## 5 その他緊急課題への対応

### (1) 政党への要望活動

全国土地家屋調査士政治連盟と連携して政党への要望（政策・予算）活動等を以下のとおり行うほか、登記所備付地図整備の促進について「骨太の方針 2022」に盛り込んでもらえるよう自民党法務部会長へ陳情を行った。

- ① 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」（11月25日）
- ② 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（12月22日）
- ③ 立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会（2月4日）

### 主な予算・政策要望

- 登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項）作成作業の促進と予算措置の確保について
- 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について
- 筆界特定手続に関する予算措置の確保について
- 狭隘道路解消に係る予算の創設及び国による統一的な制度、基準の策定について
- 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の所有者不明土地等問題解消への活用について
- 所有者不明土地問題に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について
- 民法・不動産登記法改正による所有者不明土地発生予防及び新たな制度の周知広報について
- 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属手続きにおける土地家屋調査士の活用について
- 地籍調査事業の予算拡充及び土地家屋調査士の活用について
- 所有者探索を円滑に進めるための施策について

### (2) その他

緊急又は突発的な案件や予算想定されていない事項、危機管理的な対応も含めて情報等の収集又は対応を行った。

## 二 総務部関係

### 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

#### (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）を始めとする諸規則に

ついて、社会情勢や制度環境を的確に捉え、現状に適応するよう適宜見直しを行っている。

① 会則、諸規則の改正等について

ア 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

土地家屋調査士法の一部改正に伴い、第 78 回定時総会における承認をもって日本土地家屋調査士会連合会会則の変更に係る法務大臣認可申請を行い、令和 3 年 9 月 15 日付け日調連発第 172 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

イ 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正（令和 3 年 2 月 18 日理事会承認、令和 3 年 4 月 1 日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和 3 年度第 1 回理事会（令和 3 年 4 月 23 日）で承認されたため、令和 3 年 6 月 15 日付け日調連発第 91 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

ウ 日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正

連合会が情報提供媒体として公式 SNS（YouTube 及び Facebook）を運用するための日本土地家屋調査士会連合会公式 SNS（YouTube 及び Facebook）運用基準制定（令和 3 年 2 月 18 日理事会承認、令和 3 年 2 月 18 日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和 3 年度第 1 回理事会（令和 3 年 4 月 23 日）で承認されたため、令和 3 年 6 月 15 日付け日調連発第 91 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

エ 土地家屋調査士年次研修実施要領

年次研修の委託費用について、非常事態における想定外の事態に対応できるようにするため、一部改正について検討し、令和 3 年度第 8 回理事会（令和 4 年 2 月 24 日、25 日）で承認されたため、令和 4 年 3 月 8 日付け日調連発第 353 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

オ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

上記アと同様に、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正（令和 3 年 2 月 18 日理事会承認、令和 3 年 4 月 1 日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和 3 年度第 1 回理事会（令和 3 年 4 月 23 日）で承認されたため、令和 3 年 6 月 15 日付け日調連発第 91 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

また、該当科目の予算が不足する場合の科目間の流用と予備費の使用の順序を定めておく必要があるため、一部改正について検討し、令和 3 年度第 8 回理事会（令和 4 年 2 月 24 日、25 日）で承認されたため、令和 4 年 3 月 8 日付け日調連発第 353 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

カ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正（令和3年2月18日理事会承認、令和3年4月1日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和3年度第1回理事会（令和3年4月23日）で承認されたため、令和3年6月15日付け日調連発第91号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

キ 日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則の一部改正

上記オと同様に、日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正（令和3年2月18日理事会承認、令和3年4月1日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和3年度第1回理事会（令和3年4月23日）で承認されたため、令和3年6月15日付け日調連発第91号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

ク 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正（令和3年2月18日理事会承認、令和3年4月1日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和3年度第1回理事会（令和3年4月23日）で承認されたため、令和3年6月15日付け日調連発第91号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

また、専務理事及び常務理事の欠員により、その職務を行う役員の役員手当について一層の明確化を図るとともに賞与の支給の対象となる期間を明記する必要があることから一部改正について検討し、第8回理事会（令和4年2月24日、25日開催）において承認され、令和4年3月8日付け日調連発第353号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

ケ 会議等における費用助成の基準の一部改正

上記オと同様に、日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正（令和3年2月18日理事会承認、令和3年4月1日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和3年度第1回理事会（令和3年4月23日）で承認されたため、令和3年6月15日付け日調連発第91号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

コ 進行役への謝金の基準の一部改正

上記オと同様に、日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正（令和3年2月18日理事会承認、令和3年4月1日施行）に伴い、文言修正が必要となったことから一部改正について検討し、令和3年度第1回理事会（令和3年4月23日）で承認されたため、令和3年6月15日付け日調連発第91号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

サ 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程

期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる期間を明記する必要があることから一部改正について検討し、第8回理事会（令和4年2月24日、25日開催）において承認され、令和4年3月8日付け日調連発第353号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

シ 土地家屋調査士会会則（モデル）の一部改正について

土地家屋調査士会定時総会については、感染症の拡大や災害等により通常開催ができない場合にも対応できるよう、日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）と同様に検討し、第6回理事会（令和3年12月8日、9日開催）で承認されたため、令和3年12月16日付け日調連発第269号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

ス 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正について

土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正（令和3年2月18日理事会承認）に伴い、同職務上請求書綴込帳にある誓約書（別紙第4号様式）に対応していない部分が見受けられるため、令和3年度第4回理事会（令和3年9月15日、16日開催）で承認されたため、令和3年10月18日付け日調連発第200号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

② 会則、諸規則等の改正の検討について

ア 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正の検討について

日本土地家屋調査士会連合会定時総会については、感染症の拡大や災害等により通常開催ができない場合にも対応できるよう、日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正について検討している。

また、同連合会会則の一部改正に係る日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則及び日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正についても併せて検討し第79回定時総会において提案する。

イ 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正について

日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則等に定める給付額の決定基準となる被害状況が、り災証明書に記載される災害の被害認定基準の被害程度（損害基準判定）に則した規定となるよう同規則等の一部改正について検討している。

また、大規模災害対策本部及び現地災害対策本部の運営等について整備する必要があるため、同規則等の改正について引き続き検討する。

ウ 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正について

常勤役員に係る規程について整備する必要があるため、同特例の一部改正について検討している。

エ 土地家屋調査士法人の解散に係る規則の見直しについて

土地家屋調査士法人が解散してから清算終了までの期間の会費等について一部の土地家屋調査士会で問題になっているなどの状況から、関係規則等を整備する必要があるため、同規則等の一部改正について検討している。

③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの事前内議及び法務省からの意見照会に対応している。

なお、土地家屋調査士会が会則変更をする際、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）にあらかじめ内議を行わない状況で認可申請をされる場合があり、法務省から連合会への当該会則変更の意見照会で苦慮する事案が発生していることから、今後必ず事前内議を行われるよう留意願いたい。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応している。

令和3年度における令和3年3月末日までの総務に関する照会件数は、119件となる（簡易なものは除く。）。

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和3年追加）」の作成について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例として追加したものを作成し、令和4年3月8日付け日調連発第354号をもって各土地家屋調査士会へ送付した。

③ 「土地家屋調査士懲戒処分事例集（平成30年4月1日～令和3年3月31日）」の作成について

土地家屋調査士法第42条及び同第43条に基づく懲戒処分に関する資料を収集して取りまとめ、土地家屋調査士懲戒処分事例集を作成し、法務省民事局民事第二課の確認を経て令和4年3月17日付け日調連発第363号をもって同事例集の冊子3冊及びPDFデータを頒布した。また、同冊子は、連合会で希望部数を取りまとめ、一括して発注・印刷する有償頒布を行い、同年3月中旬に発送した。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、令和4年3月29日付け日調連発第377号をもって各土地家屋調査士会に参考送付した。

(4) 大規模災害対策に関する検討

大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告があった際は、その都度、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則に基づき、災害対策本部の設置や災害義援金の給付等について対応している。

なお、次の災害の被災会員に対して大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

- ① 福島県沖地震（3名）
- ② 令和3年7月11日からの大雨（1名）
- ③ 令和3年8月11日からの大雨（1名）
- ④ 令和3年台風第16号（1名）

## 2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会の組織、会務運営の態勢等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局の組織についての見直し、業務執行の効率化を検討している。

## 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続を行っている。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（令和4年3月29日現在）

有効電子証明書所有者 11,571人

（会員数 16,141人（令和3年10月1日現在））

## 4 情報公開に関する事項

懲戒処分情報（公開開始7件、公開終了8件）及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況（公開開始10件）について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載を行っている。

## 5 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めている。

## 6 登録事務

- (1) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録件数並びに各種証明書の交付件数

① 土地家屋調査士

登録 311 件、会変更 34 件、ADR 認定土地家屋調査士 106 件、使用人土地家屋調査士 53 件、登録事項の変更 725 件及び登録の取消し 566 件

② 土地家屋調査士法人

成立 66 件、会変更 0 件、従たる事務所の設置 10 件、登録事項の変更 88 件、使用人土地家屋調査士 53 件、解散 4 件、合併 1 件、清算終了 3 件

③ 各種証明書

土地家屋調査士登録証明書の交付 659 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書 35 件及び土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書 133 件

(2) 登録審査会

令和 3 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者 85 名のうち、業務廃止等の手続を執った者 35 名を除く 50 名及び土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 2 号に該当する者 1 名について、登録審査会（令和 3 年 12 月 16 日開催）に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和 3 年 12 月 16 日付けをもってその登録を取り消した。

### 三 財務部関係

#### 1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和 3 年度予算が計画的に執行されるよう管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、改善すべき点があれば適切な方策を検討し、順次改善するよう努めた。

① 各種会議の集合開催と電子会議による形式に係る費用を比較した節約シミュレーション資料を作成し、会議開催の参考とするため理事会で共有した。

② 連合会が保有する銀行の普通預金口座は全て有利息型口座であるが、納税準備預金口座を除き預金保険制度により全額が保護される無利息型口座に移行した。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和 3 年度版のシミュレーション資料を作成した。なお、同シミュレーション資料は、令和 4 年度予算（案）の作成に活用した。

(3) 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応  
対象となる全ての土地家屋調査士会との清算が終了した。

また、解散した土地家屋調査士法人会員は連合会会費の徴収対象から除くこととする日

本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正について、第 79 回定時総会における承認に向けて検討した。

## 2 福利厚生及び共済事業の充実

### (1) 親睦事業の検討及び実施

写真コンクール及び親睦ゴルフ大会を実施するとともに、親睦事業の在り方について検討した。

#### ① 写真コンクール

##### ア 第 36 回

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和 2 年 12 月 15 日付け日調連発第 298 号、会報 12 月号 (No.767)、E メールマンスリー 12 月号及び連合会ウェブサイト(会員の広場)において作品募集を行ったところ、117 名から計 217 点(調査士ノ目線部門: 39 点、自由部門: 178 点)の応募があった。

審査結果は、令和 3 年 4 月 23 日付け日調連発第 27 号、ウェブサイト(会員の広場)、E メールマンスリー 5 月号及び会報 6 月号 (No.773) において公表した。

なお、令和 3 年 2 月 5 日から 26 日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施しており、162 票の投票があった。

また、各土地家屋調査士会の定時総会において受賞者への賞状授与を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、希望する土地家屋調査士会においてのみ賞状授与を実施した。

##### イ 第 37 回

第 36 回と同様、「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和 4 年 3 月 15 日付け日調連発第 364 号、会報(作品募集は令和 4 年 3 月号 (No. 782)、インターネット投票は同年 4 月号 (No. 783))、E メールマンスリー 3 月号及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等において、次の日程を周知した。

○ 作品募集 令和 4 年 3 月 15 日(火) から同年 5 月 6 日(金) まで

○ インターネット投票

調査士ノ目線部門 令和 4 年 5 月 11 日(水) から同月 19 日(木) まで

自由部門 令和 4 年 5 月 23 日(月) から同月 31 日(火) まで

また、第 36 回で実施した土地家屋調査士会の定時総会における受賞者への賞状授与は実施しない方針とした。

#### ② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

##### ア 令和 3 年度の大会

京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会の協力により、令和 3 年 10 月の開催

に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和 2 年度に引き続いて開催を取りやめることとなった。

#### イ 令和 4 年度の大会

令和 4 年 3 月 18 日付け日調連発第 364 号をもって、第 35 回大会として京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会の協力により次のとおり開催する予定であることを周知した。

- 令和 4 年 10 月 7 日（金） 前夜祭 ホテルグランヴィア京都
- 令和 4 年 10 月 8 日（土） ゴルフ大会 城陽カントリー倶楽部

#### ウ 令和 5 年度以降の大会

令和 5 年度は東北ブロック協議会の協力による開催を予定している。

なお、開催におけるブロック協議会の順番の目安については、令和 3 年度第 2 回全国ブロック協議会長会同において説明した。

### (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

#### ① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入について

会報及びEメールマンスリー等により加入の促進を図り、共済会事業の支援を行った。

#### ② 事故処理委員会の在り方について

日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約第 8 条において各土地家屋調査士会に事故処理委員会を設けることが規定されていることから、土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則（モデル）にのっとり、令和 5 年度から各土地家屋調査士会が事故処理委員会の設置に向けて検討できるよう、保険会社と打合せを行いながら対応の方針を検討した。

#### ③ 保険制度の在り方について

共済会が取り扱う損害保険はほぼ 1 社が独占している状況であるが、他社が取り扱っている土地家屋調査士賠償責任保険との比較を行い、今後の保険制度の在り方について検討した。

#### ④ 集金事務費について

共済会が取り扱う保険における集金事務費の取扱いについて、保険会社からの情報提供により、一部の土地家屋調査士会において統一した取扱いとなっていないことが分かり、該当する土地家屋調査士会と打合せを行いながら今後の方針を検討した。

### (3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て、国民年金基金への未加入会員、新入会員、配偶者及び補助者に対して、全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら積極的な加入の促進を図った。

なお、令和元年度及び令和 2 年度において土地家屋調査士会向けに開催していた電子会

議による説明会は開催しないこととしたが、令和3年11月8日付け日調連発第228号をもって、各土地家屋調査士会に国民年金基金への加入の促進に関する計画書の提出をお願いするとともに、土地家屋調査士賠償責任保険の説明及び加入の促進についてもお願いした。

その後、令和4年2月15日付け日調連発第331号をもって改めて加入の促進をお願いするとともに、希望する土地家屋調査士会に国民年金基金のパンフレットを送付した。

### 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均質な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施することとしており、令和3年7月2日付け日調連発第107号をもって対象となる土地家屋調査士会（12会）及び助成金の上限等について通知し、令和3年10月末日までに対象となる全ての土地家屋調査士会に助成金総額9,740,000円を交付した。交付状況は下表のとおりである。

なお、本事業については令和5年度で終了することとしている。

#### 【交付状況一覧】

会名	会員数	交付額	主な用途
山梨	151	160,000	動画配信用機材購入
和歌山	144	270,000	研修用機材購入
福井	150	180,000	新聞広告
鳥取	69	1,360,000	研修会実施、研修用機材購入、広報グッズ作成、センター運営検討会
島根	103	870,000	研修会実施、ラジオCM、新聞広告
佐賀	108	790,000	広告掲載、研修会実施、広報グッズ作成
秋田	118	650,000	研修会実施、ラジオCM、広報グッズ作成
青森	128	500,000	研修会実施
函館	53	1,410,000	シンポジウム開催、研修会実施、カレンダー作成
旭川	54	1,570,000	研修会実施、カレンダー作成、地区ごとの制度広報、広報グッズ作成、広告掲載、シンポジウム開催
釧路	78	1,250,000	道ブロック事業共催費、広報グッズ作成、研修会実施、部会開催費
高知	112	730,000	広告掲載、無料相談会開催、研修用機材購入
	計	9,740,000	

※ 令和2年10月1日現在の会員数に基づいて交付額を算出している。

### 4 諸規則の改正について

次の規則について、一部改正を行った。

なお、本件に関する詳細については、他の諸規則と併せて総務部から報告する。

- (1) 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正に伴う関係規則の一部改正

- (2) 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正
- (3) 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正

## 四 業務部関係

### 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

#### (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項

土地家屋調査士業務等に関する土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士職務規程と他の規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

#### (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項

土地家屋調査士業務等に関する土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士業務取扱要領（以下「業務取扱要領」という。）と他の規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応しており、ブロック協議会及び土地家屋調査士会からの要請に基づいて、業務取扱要領に関する説明会の講師を派遣した。

また、連合会から二度にわたって、業務取扱要領の冊子を土地家屋調査士会員に送付したところ、宛先不明等の理由により返送された会員については、当該会員が所属する土地家屋調査士会から配布するよう令和3年8月12日付け日調連発第137号をもって該当土地家屋調査士会に依頼した。

さらに、各土地家屋調査士会から管轄法務局等に業務取扱要領の冊子を送付することを目的として、当該土地家屋調査士会を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域にある登記所（支局及び出張所）の数に10部（予備）を加えるほか、日調連発第137号をもって依頼した業務取扱要領が未着となっている会員分も加えて、連合会から同冊子を送付する旨令和3年8月26日付け日調連発第152号をもってお知らせし、全ての土地家屋調査士会への送付を完了した。

#### (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産調査報告書の適切な記載方法等の検討及び土地家屋調査士会からの照会等への対応を行った。

また、土地家屋調査士会から寄せられた不動産調査報告書作成ソフトに係る不具合等の報告について、委託業者と連携して対応し、必要に応じて連合会ウェブサイトに掲載している「Q&A」の更新を行った。

### 2 筆界特定制度の検討及び指導

隣接土地所有者が不明な土地に対する筆界特定制度を利用した解決方法（筆特活用スキーム）の啓発と情報収集を行っており、委員会と連携し、現状における課題の洗い出し及び課題解決に向けた施策の検討を行った。

### 3 登記測量に関する事項

#### (1) 登記基準点についての指導・連絡

土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応した。申請状況等は、次のとおりである。

##### ① 認定登記基準点（令和4年3月31日現在）

会名	地区名	認定登記基準点		認定状況
兵庫	西宮市甲東園地区	4級	9点	2021/4/8 認定
兵庫	加東市藤田・久米地区	2級	3点	2021/4/8 認定
		3級	3点	
香川	香川県観音寺市出作町地区	2級	3点	2021/4/8 認定
		4級	17点	
岩手	岩手県二戸市米沢地内	2級	1点	2021/4/19 認定
岩手	岩手県二戸市安比地内	2級	1点	2021/4/19 認定
岩手	岩手県二戸市浄法寺町地内	2級	1点	2021/4/19 認定
香川	香川県さぬき市大川町富田西地区	2級	3点	2021/5/6 認定
		4級	16点	
兵庫	西宮市湯元町・鷲林寺地区	3級	4点	2021/5/20 認定
広島	広島県三次市南畑敷町地区	2級	6点	2021/5/25 認定
香川	香川県高松市香川町川東上、川内原地内	2級	3点	2021/6/17 認定
		4級	18点	
岐阜	岐阜県不破郡垂井町地区	4級	17点	2021/6/22 認定
岩手	岩手県南地区（平泉町・一関市）	2級	20点	2021/6/22 認定
沖縄	沖縄本島大宜味・東地区（一次網再設置・A地区・B地区）	1級	22点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県九戸郡野田地区	2級	1点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県久慈市久喜地区	2級	1点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県久慈市小久慈地区	2級	1点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県久慈市夏井地区	2級	1点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県久慈市宇部地区	2級	1点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県久慈市侍浜地区	2級	1点	2021/7/21 認定
岩手	岩手県久慈市長内地区	2級	1点	2021/7/21 認定
福岡	福岡県小郡市・三井郡大刀洗町	2級	13点	2021/8/3 認定
奈良	奈良市丹生町地内	2級	2点	2021/8/24 認定
広島	広島県福山市一文字町・曙町地区	2級	4点	2021/9/1 認定
岩手	岩手県一関市東山町長坂字大面・大東町摺沢字中羽根折沢地区	1級	2点	2021/9/15 認定
愛媛	松山市下伊台町地区	2級	2点	2021/9/15 認定
		3級	6点	
		4級	99点	

愛知	愛知県一宮市木曾川町門間地内他	3級	9点	2021/10/28	認定
岐阜	岐阜市下西郷二丁目地内	2級 4級	1点 12点	2021/11/11	認定
岩手	盛岡市厨川、上田字松屋敷、滝沢市 巢子地区	2級	4点	2021/11/16	認定
岐阜	各務原市蘇原花園町一丁目地内	4級	16点	2021/12/21	認定
岐阜	岐阜県中津川市駒場地区	2級	1点	2022/1/27	認定
岐阜	岐阜市石原三丁目ほか4地内	2級	6点	2022/1/27	認定
静岡	浜松市西区雄踏町地区	2級	4点	2022/3/7	認定
岩手	岩手県胆沢郡金ヶ崎町・奥州市胆沢 地内	1級	4点	2022/3/7	認定
岩手	岩手県九戸郡九戸村大字戸田地内	2級	4点	2022/3/7	認定
岩手	岩手県九戸郡軽米町大字晴山地内	2級	4点	2022/3/24	認定

認定 35 地区、計 347 点（1 級 28 点、2 級 93 点、3 級 22 点、4 級 204 点）

② 現在までの認定登記基準点数（平成 20 年から令和 4 年 3 月 31 日現在まで）

認定 298 地区、計 5,550 点（1 級 1,851 点、2 級 578 点、3 級 1,199 点、4 級 1,922 点）

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム（試行的な認定登記基準点の位置情報の公開（<http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>））の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。

また、現在稼働している同システムについては、認定登記基準点の検索方法等、利便性の向上を目的として、令和 3 年度内に改修を完了するよう作業を進めていたが、検証作業が完了していないことから、検証作業が終わり次第、速やかに日調連ウェブサイト公開するものとする。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

土地家屋調査士会等からの問合せに随時対応を行った。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省及び国土交通省等関係機関との協議を随時行った。

#### 4 令和 4 年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査に係る検討

令和 4 年度に実施する土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について検証を行い、全数調査を郵送回答のみで実施することとした。令和 4 年 8 月末に調査票を郵送して同年 9 月から回答の提出を求める予定としている。

なお、設問内容については、過去と比較した統計資料とするため、令和元年度に実施した内容をベースとしている。

#### 5 所有者不明土地問題等対応

制度対策本部と連携して、法務省等関係各所と表題部所有者不明土地等問題（変則型登記の解消）に係る打合せを行った。

## 6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

利用者拡大のため、株式会社ゼンリンと協議し作成したチラシ・パンフレット等の頒布及び土地家屋調査士会等を対象とした説明会による周知活動を行った。

また、土地家屋調査士新人研修及び各土地家屋調査士会が実施する研修会等において、調査士カルテ Map の無料 ID を配布し、一定期間、試験運用できる施策を実施した。

なお、土地家屋調査士会が無料で調査士カルテ Map システムを利用し、所属する土地家屋調査士会員が同システムの利用を解除した際、当該会員が登録したデータを承継することができる合意書の締結に向けて Q&A を作成したため、令和 4 年 3 月 18 日付け日調連発第 365 号をもってお知らせした。

## 7 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応

官民データ活用推進基本法の施行に伴い、内閣府の規制改革推進会議の中に「投資等ワーキング・グループ」が設置され、不動産登記情報のオープンデータ化を推進する方策を検討していることを受けて、官民オープンデータ化 PT を設置し、必要に応じて会議等を開催した。

## 8 オンライン登記申請への対応

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム（不動産登記）のプログラム変更について、新たに追加された専用様式に対して多様な意見が寄せられたことから、今後、専用様式の利便性向上を含めた登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムの改善改修に向けて、法務省民事局民事第二課と協議を行った。

また、オンライン登記申請に関して、大阪土地家屋調査士会が主催の令和 3 年度オンライン登記申請研修会を e ラーニングコンテンツとして作成したので、日調連ウェブサイト会員の広場内「e ラーニング」ページに公開し、令和 4 年 3 月 30 日付け日調連発第 384 号をもって各土地家屋調査士会に連絡した。

## 9 業務マニュアル等の作成

令和 3 年 12 月 17 日付け日調連発第 274 号をもって依頼し、提出された一筆地測量マニュアル（案）、登記基準点測量マニュアル（案）及び報酬額算定参考資料（案）に対する意見については、令和 4 年 3 月 30 日付け日調連発第 383 号をもって回答した。

また、登記基準点測量及び報酬額算定参考資料については、令和4年5月末までにデータを送付し、一筆地測量マニュアルについては、表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針の内容と整合性を図る必要が生じたため、令和4年度も継続して協議を行うものとする。

## 10 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について

法務省民事局民事第二課において作成した第2案に対する土地家屋調査士会、法務局及び地方法務局からの意見を基に、同課において第3案が作成されており、同案については、令和4年2月25日付け日調連発第342号をもってお知らせした。

なお、同課から同指針の通知がされた後、土地家屋調査士会と管轄する法務局又は地方法務局において、同局に備え付けられている実地調査要領の改訂に向けた協議を行う予定としている。

## 11 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて

法務省民事局民事第二課との協議により標記マニュアルを作成し、令和4年3月末に同課内の決裁を完了したことから、同年4月に照会回答をもって土地家屋調査士会に通知する予定としている。

# 五 研修部関係

## 1 研修の企画・運営・管理・実施

### (1) 専門職能継続学習（CPD）の運用

#### ① CPDの運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD管理システムで作成したCPDデータの授受を行い、CPDの適正な管理に努めた。

また、CPD認定基準表及び別表コード一覧について、簡略化に向けて検討を行った。

#### ② CPD評価検討委員会の開催

令和4年3月24日に、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（電子会議）を開催し、CPD認定基準表及び別表コード一覧の簡略化、CPD制度の適正な運営管理について協議した。

#### ③ 測量系CPD協議会連絡会への出席

測量系CPDに関する情報交換を行うため、測量系CPD協議会連絡会オンライン会議（令

和3年6月10日)に出席した。

## (2) 新人研修の実施・検討

### ① 令和3年度第1回土地家屋調査士新人研修の実施(令和3年6月6日～8日 つくば国際会議場)

義務研修に指定後、初めての実施となる令和3年度第1回土地家屋調査士新人研修は、受講者141名中140名が同新人研修を修了した。

ブロック	修了者数	ブロック	修了者数
関東	76名	九州	3名
近畿	28名	東北	4名
中部	20名	北海道	2名
中国	1名	四国	6名

### ② 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施

令和3年10月6日(水)～8日(金)につくば国際会議場において実施を予定していた令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、同感染症の感染拡大を防止する観点から、日程を令和4年2月14日(月)～16日(水)に延期した。

しかし、開催約一か月前に再び同感染症の感染が拡大したことから、日程は変更せず、Zoom ウェビナーを使用したウェブ配信による実施に変更して開催した。

なお、受講者は189名中188名が同新人研修を修了した。

ブロック	修了者数	ブロック	修了者数
関東	66名	九州	20名
近畿	27名	東北	15名
中部	35名	北海道	4名
中国	13名	四国	8名

### ③ 令和4年度土地家屋調査士新人研修の検討

令和4年度新人研修の受講者募集は、令和4年3月9日付け日調連発第356号において各土地家屋調査士会に通知した。

なお、次の日程で、連合会において全国1会場で実施・運営する予定である。

<実施概要>

日 程 令和4年6月26日(日)～28日(火)

場 所 つくば国際会議場(茨城県つくば市竹園2丁目20番3号)

## (3) 年次研修の実施・検討

第1期土地家屋調査士年次研修(令和3年度から令和7年度)の実施における各土地家屋調査士会からの問合せ及び年次研修実施要領第5条第2項の規定に基づく申請等について対応した。

なお、令和3年度の運営に係る費用について、令和3年8月20日に各土地家屋調査士会

に送金した（令和3年8月20日付け日調連発第145号）。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下における年次研修の実施方法について照会が多数寄せられていたことから、インターネットを利用したライブ配信やウェブ会議システムなど適宜の形式により運営できる旨の指針について、各土地家屋調査士会に通知した（令和3年9月14日付け日調連発第169号）。

○ 令和3年度の実施会数及び修了者数

実施会数	修了者数
36会	2,987名

(4) eラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

eラーニングの更なる充実を図るため、令和2年度に引き続き、株式会社東京リーガルマインド(LEC)とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の2本のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイト「会員の広場」において公開した。

ア 最近の労働法制の理解～補助者を雇用する際の注意点～[平成30年度制作分の再収録版]

イ 成年後見制度の基礎知識～相談対応の基礎知識～[平成30年度制作分の再収録版]

② その他コンテンツの制作

次のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイト「会員の広場」において公開した。

ア 静岡会主催「消費税におけるインボイス制度の実務」

(講師：杉山明喜雄 税理士(静岡会顧問税理士))

イ 土地家屋調査士による所有者不明土地問題への貢献

(講師：鈴木泰介 連合会副会長)

ウ 民法・不動産登記法等の改正について(講師：大谷太 法務省大臣官房参事官)

エ 財産管理制度と土地家屋調査士業務について(講師：森仁人 弁護士)

※ イ～エは社会事業部が対応した。

オ 大阪会主催「令和3年度第1回オンライン登記申請研修会(超初心者編)」

カ 大阪会主催「令和3年度第2回オンライン登記申請研修会(初心者編)」

キ 大阪会主催「令和3年度第3回オンライン登記申請研修会(中級者編)」

ク 大阪会主催「令和3年度第4回オンライン登記申請研修会(最前線情報)」

※ オ～クは業務部が対応した。なお、講師は全講義 正井利明 会員(大阪会・連合会オンライン登記推進室 委員)が担当した。

③ eラーニングアクセス状況

平成29年度 アクセス数 15,938件、ユーザー数 2,969名

平成30年度 アクセス数 10,745件、ユーザー数 2,723名

令和元年度	アクセス数 8,979 件、ユーザー数 2,332 名
令和2年度	アクセス数 21,119 件、ユーザー数 4,630 名
令和3年度	アクセス数 15,711 件、ユーザー数 4,502 名

(5) 研修体系及び研修の充実の検討

① 講師団名簿

令和3年10月7日付け日調連発第184号をもって各土地家屋調査士会に名簿登載者の推薦依頼を行い、集約した名簿（電子データ及び冊子1部）は、令和4年3月15日付け日調連発第362号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

② 諸規則の整備

令和3年度から日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項において指定した年次研修の関連規則の見直しを行った。

ア 土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正

本件に関する詳細については、他の諸規則と併せて総務部から報告する。

③ 研修体系の検討

研修制度の基盤を整備するため、研修体系について検討を行った。

④ 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会（11月17日 ホテルグランデはがくれシンフォニーホール [佐賀県]）

会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象とした事業助成の一つとして、Zoom ウェビナー及びYouTube を用いたライブ配信によるオンライン研修会の開催を開催した。当日の動画は、YouTube で事後配信を行った。

実施結果は、次のとおりである。

- 出席者数 オンライン：117名 会場：83名
- YouTube 配信 ライブ配信（最大同時接続数：119 視聴回数：292）  
事後配信（視聴回数：760）

○ 研修テーマ及び講師

講義 土地家屋調査士を取り巻く環境

講師 岡田 潤一郎（連合会会長）

⑤ 研修の受講環境の整備

eラーニング等の研修の受講環境の整備について検討を行った。

⑥ 研修に関する調査

各土地家屋調査士会の研修状況を把握するための調査（アンケート）を実施した（令和3年12月2日付け日調連発第258号文書）。

(6) 研修情報の公開の活用・推進

研修インフォメーションの適正な管理に努めた。

なお、令和4年3月31日現在、7ブロック協議会及び44会から計1,053件の研修情報の登録がされている。

#### (7) 研修用教材の作成・運用・更新

日弁連法務研究財団と検討を進めている第17回土地家屋調査士特別研修の教材について、ADR認定土地家屋調査士を対象とした研修教材としても活用できるように検討した。

## 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

### (1) 会報への記事掲載

会報12月号(No.779)から2月号(No.781)まで、受講者の体験談を掲載した。

(12月号：和歌山会・山梨会、1月号：石川会・徳島会、2月号：島根会・沖縄会)

### (2) チラシの作成

受講促進のためのチラシ(電子データ版)を作成し、各土地家屋調査士会への通知及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

また、印刷したチラシを各土地家屋調査士会に送付し、更なる受講促進を依頼した。

### (3) 土地家屋調査士試験合格者への周知

土地家屋調査士試験の口述試験会場が行われる会場(8法務局)に、第17回土地家屋調査士特別研修の募集関連資料一式を送付し、同試験受講者への配布をお願いした。

また、令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修においては、受講者募集の期間中であったことから、受講促進のためのチラシを配布し周知を行った。

## 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

ADR認定土地家屋調査士を対象とした研修については、上述1(7)に記載のとおり。

## 六 広報部関係

### 1 広報に関する事項

#### (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

##### ① ウェブ広報の充実

##### ア SNSの活用

SNSを運用するためホームページ運用要領の一部改正を行った。また、公式Facebookを公開した(令和3年10月28日付け日調連発第213号)。

##### イ 特設ウェブサイトの作成



70周年の記念事業をまとめた外部向けウェブサイトは、70周年記念事業で行った内容を一般の方に公開すること及び70周年のレガシーを次の80周年に引き継ぐことを目的として作成を行った。公開準備が整い次第公開する。

#### ウ ウェブアンケートの実施

定点観測としてウェブを利用した土地家屋調査士制度の認知度及び土地境界に関するアンケートを実施した。

#### エ 動画制作

一般市民に向けた広報用 YouTube 動画の制作を進めていたが、出演者に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出たことから一部撮影が延期となった。

#### オ ウェブセミナーの実施

令和3年3月に行った一般向けウェブセミナーの第2回を令和4年1月26日（水）に実施した。

### ② 広報イベントへの参画

#### ア こども霞が関見学デー

法務省民事局民事第二課と協力し、令和3年8月18日（水）から同年9月18日（土）までオンラインで開催された同イベントにおいて、大分会が70周年記念事業の登記制度創造プロジェクトで制作したペーパークラフトデータの提供やオンラインでできるイベント（土地家屋調査士クイズ、歴史的建造物の三次元データ化作業のオンライン見学、家のまわりの「地面のボタン」探し）を実施した。

#### イ 伊能図完成200年記念事業

1821年に伊能図が完成し、幕府に上納されてから令和3年で200年となることから、それを記念した事業を行うための推進協議会に昨年度に引き続き参画した。なお、記念事業は、令和3年4月16日から同月18日まで「伊能図完成200年記念の集い」として開催された。

### ③ 広報ツールの作成及び活用

#### ア マンガ小冊子の印刷

70周年記念事業で作成したマンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」の印刷を行い、各土地家屋調査士会にサンプルを送付するとともに印刷用データも併せて送付した（令和3年10月28日付け日調連発第214号）。また、連合会ウェブサイトにも閲覧用データを掲載した。



#### イ 土地家屋調査士ポスター

令和2年度に作成した制度広報用ポスターを連合会用に50部印刷を行った。

#### ウ 土地家屋調査士パンフレット

一般向けの土地家屋調査士パンフレットの内容について検討を行った。

#### エ 日調連パンフレット

外部への説明用に日調連のパンフレットを作成することとし、内容の検討を行っている。

#### オ 土地家屋調査士試験日ポスター

土地家屋調査士の試験日をお知らせするポスターのデザイナーデータを作成した。

### ④ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

#### ア 特設ページの開設

令和3年7月20日(火)から同年8月16日(月)までの間、連合会ウェブサイト内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から5,642名の応募があった。第3回広報部会において抽選を行い、iPad3名、スマートウォッチ3名、カタログギフト3名、クオカード100名、LEDライトキーリング200名の当選者を決定した。また、抽選結果について連合会ウェブサイトで報告した。



#### イ PRポスターデザインコンテストの実施

土地家屋調査士やその仕事を広く一般に知っていただくため、PRポスターデザインコンテストを実施し、連合会ウェブサイトで発表を行った。また、入賞作品について、各土地家屋調査士会でも利用できるようデータを送付した(令和4年2月14日付け日調連発第329号)。



#### ウ 事業助成会でのイベントの実施

第1回全国会長会議において示された意見を参考に広報部内で協議した結果、イベントは実施せず、今後は事業助成会に限らず全ての土地家屋調査士会に有用な広報支援活動を検討していくこととした。

### ⑤ 社会貢献事業としての活動

#### ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、令和3年7月から10月にかけて土地家屋調査士会の協力を得て全国105会場で開催され、341件の相談を受けた。



また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスター・チラシ・バナーのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催費用として開催していただいた土地家屋調査士会に5万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト内の会員の広場に掲載し、結果の一部については一般向けのページにも掲載した。

⑥ 受験者の拡大に向けた活動

ア 社会人・補助者に向けた活動

女性向け転職サイト「WomanType」への記事広告を掲載したほか、土地家屋調査士資格受験講座を受講する際に利用可能な国が行っている教育訓練給付制度について会報等で紹介した。また、マンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」を土地家屋調査士試験の受験専門校に送付し、同校で配布する資格紹介パンフレットに同封するなどのお願いをした。



イ 『おしごと年鑑』への記事掲載

小・中学生に向けた活動として朝日新聞社発行の『おしごと年鑑』に記事を掲載した。



⑦ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書2022』発刊に向けた編集作業を行った。

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

① 社会連携事業としての組織強化

ア 銀行担当者向け研修会に関する意見交換会

各土地家屋調査士会が、機会があれば銀行担当者向けの研修会が開催できるように、既に同様の研修会を実施している京都・福島・愛媛から講師を派遣していただき、令和4年2月16日に意見交換会を開催した。

② 各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会との情報共有

ア 連合会長とリモートで話そう企画

コロナ禍で移動や会食に制限がある中、会員と直接話す機会を持つことが難しい状況であるため、リモートで岡田会長と会員が直接話をする企画を立ち上げた。令和3

年10月28日(木)に第1回を開催し、全国から8名が参加した。また、第2回を令和3年11月25日(木)に開催し、全国から7名が参加した。

#### イ 広報マニュアルの作成

マスコミ対応や取材対応など土地家屋調査士会における広報について、マニュアルを作成し、その内容を基にした研修会の実施を検討していたが、依頼を予定していた業者から事前に想定していた品質を提供することができない旨の連絡を受けたため取りやめることとした。

## 2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 内部に向けた情報の集約と共有
- (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (3) 連合会各部との連携のための情報共有

業務に直結したものや土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、外部への土地家屋調査士に関する情報発信を意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイトのそれぞれの長所を活用した効率的な情報発信を行った。

## 3 情報の収集に関する事項

- (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

関連する外部セミナー等に参加するなどして、情報収集を行った。また、広報に関する基礎的な知識の習得のため、広報部役員2名が外部講座を受講した。

- (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

継続して情報収集を行い、必要に応じて会報等に掲載した。

- (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

継続して情報収集を行い、必要に応じて会報等に掲載した。

## 4 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について、今年度は委員会等を設置せず広報部で対応した。

- (1) 登記制度創造プロジェクト

各土地家屋調査士会において実施した同プロジェクトの内容を取りまとめて、データを作成したほか冊子を印刷し、各土地家屋調査士会へ5部ずつ配布した。

- (2) 記念業務提携

ライカジオシステムズ株式会社との業務提携を利用して登記制度創造プロジェクトを行

った土地家屋調査士会のデータを取りまとめることを検討した結果、(1)の冊子と重なる部分も多いことからデータの取りまとめは行わず、特設ウェブサイトにおいて紹介する等の対応とした。

### (3) 70周年記念誌の作成

記念誌の納品を受け、令和3年9月中旬に各土地家屋調査士会及び関係各所に送付した。

## 七 社会事業部関係

### 1 地図の作成及び整備等に関する事項

#### (1) 登記所備付地図の作成及び整備

① 不動産登記法第14条地図作成作業の実態調査及び分析を行い、今後の地図作成作業の在り方と土地家屋調査士の関わりについて検討した。

また、地図整備予算の拡充を図るために「骨太の方針」に地図整備が記載されるよう働き掛けることについて、制度対策本部と連携しながら検討した。

② 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書〔基準点測量を除く〕(令和4年3月)を発刊した。

③ 従来型における法務省不動産登記法第14条地図作成作業における境界標設置について、法務省民事局民事第二課と協議した。

#### (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

① 第7次国土調査事業十箇年計画で示された施策への土地家屋調査士の関与の在り方について検討する予定であったが、従来型における法務省不動産登記法第14条地図作成作業における境界標設置への対応を優先すべきとの結論に至り、令和3年度においては対応を見送った。

② 国土調査法第19条第5項指定申請に関する事項について、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課から民間等による測量・調査成果の効率的な活用に向けたアンケート調査等の実施についての協力依頼があり、対応した。

### 2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

#### (1) ADRに関する情報の収集及び提供

① 各土地家屋調査士会に例年実施しているADR運営報告書の提出方をお願いし、各土地家屋調査士会ADRのセンターの情報を収集した。また、「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRセンターの今後の連携方策」に関するアンケートを行った。

② 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同を開催した。

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

ADR 認定土地家屋調査士の将来的在り方に関し、令和 2 年度に制度対策本部と連携して協議した内容を踏まえ検討している。また、ADR 認定土地家屋調査士が活躍できる場について検討した。

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR 制度との連携

平成 30 年 3 月 26 日付け法務省民二第 157 号をもって通知された筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR 制度の今後の連携方策について、法務省民事局民事第二課と協議した。

(4) ODR（オンラインによる紛争解決手続）の推進

○ 土地家屋調査士会 ADR センター（以下「センター」という。）間でオンラインによる相談や調停を行うに当たり、連合会において遠隔地調停等実施要領を策定することによって、センターにおける手続実施規程等の規則の改正を行わず、規程類の変更届を不要とすることが可能であるか法務省大臣官房司法法制部審査監督課に確認したところ、同課からは、各センターの規則に遠隔地調停等実施要領に基づきオンライン相談・調停を実施する旨を記載すべきであり、規程類の変更届は必要となるとの見解が示された。これを受け、遠隔地調整等実施要領の内容及びセンターのモデル規則の変更内容について、同課と協議した。

○ ODR 推進検討会（事務局 法務省大臣官房司法法制部審査監督課）及び日本 ADR 協会等の関係団体が開催するシンポジウム等に参加し、情報を収集した。

○ 法務省大臣官房司法法制部が実施した「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」改正案に関する意見募集、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律改正案並びに同法律施行規則及び同法律の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集及び「ODR の推進に関する基本方針（案）～ODR を国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」に関するパブリックコメント（意見募集）への対応を行った。

(5) 土地家屋調査士の司法参加に関する課題対応

所有者不明土地・建物管理制度の創設に伴う新たな財産管理制度への対応については、財産管理人となるために必要な能力担保について検討しているところ、財産管理人制度に積極的に取り組んでいる東京土地家屋調査士会から情報を入手した。

また、財産管理人となるために必要な能力担保について、e ラーニングコンテンツを作成した。

### 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

日本司法支援センター（法テラス）本部と打合せを行い、懸念される事項等について確認し、情報の共有を図ることを確認した。

#### 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

- (1) 地図作成作業以外の公共嘱託業務に関する情報の収集及び環境整備について、次の事項について対応した。
  - ① 土地家屋調査士法第 64 条（業務）及び同法施行規則第 29 条（調査士法人の業務の範囲）の問題については、制度対策本部と連携して検討した。
  - ② 官民境界確定代行（補助）業務については、公共嘱託登記土地家屋調査士協会において行うことの可否について制度対策本部と連携して検討し、全国土地家屋調査士政治連盟と意見を交換した。
- (2) 土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないと思われる事案等について、農林水産省経営局農地政策課に対して、一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁統一参加資格）における入札区分に「登記関連業務」が新設されたことを説明し、国有農地・境界確定促進委託事業における今後の入札公告や入札説明書に登記関連業務として記載してもらうことをお願いした。

#### 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

- (1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供
  - ① 所有者不明土地特別措置法関連の情報を収集し、eラーニングコンテンツ（財産管理制度について）を作成した。
  - ② 地域福利増進事業等への土地家屋調査士の関与の在り方について国土交通省が実施している「所有者不明土地対策の先進的取組」を支援する令和 3 年度「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」の二次募集において、愛知県土地家屋調査士会の取組（現状、更地で利用・管理されていない土地を広場として整備し、近隣住民に利便を供する地域福利増進事業の実施を検討）が認定されたことを受け、同会における取組について情報を収集した。
  - ③ 国土交通省から令和 3 年度所有者不明土地関係講演（インターネットによる録画講演）の講師依頼があったことから、鈴木泰介副会長が講師となり、撮影が行われた。

なお、本件については動画データを入手したことから、連合会 YouTube チャンネルに期間限定で掲載し、各土地家屋調査士会にお知らせした。

また、動画データを eラーニングコンテンツとして掲載した。
  - ④ 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課公共用地室から「公共用地取得に取得における官民連携ガイドライン（案）」を作成するに当たってのアンケート協力及び内容確認の依頼があり対応した。
- (2) 防災関係の情報収集及び提供

- ① 復興型 14 条地図作成作業を実施する土地家屋調査士会と法務省民事局民事第二課との情報交換を行うことについて検討してきたところ、令和 3 年度においては、従来型地図作成作業における境界標の設置についての検討が始まったことから、令和 4 年度以降に改めて検討したい。
  - ② 住家の被害家屋認定調査等の防災関連の事業に先進的に取り組んでいる土地家屋調査士会から情報を収集することを検討した。
  - ③ 大規模災害復興支援対策本部と連携し、復興測量支援連絡会、その他各種団体が行う災害・防災関係の情報収集を行った。また、国立研究開発法人防災科学技術研究所災害過程研究部門及び独立行政法人都市再生機構災害対応支援室から、全国の各土地家屋調査士会に防災に関するアンケート調査を実施する旨の通知を受け、各土地家屋調査士会に協力をお願いした。
  - ④ 公益社団法人日本測量協会が事務局を務める「復興測量支援連絡会」に出席し、関係団体から情報を収集した。
- (3) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
- ① 狭あい道路解消事業について全国土地家屋調査士政治連盟と連携し、情報を収集した。
  - ② 不動産取引における図面の位置づけを明確にすることについては、確定測量の成果品を統一することで地位向上を図ることを目的としたマニュアルを作成することについて検討した。
- (4) 一人法人を含めた土地家屋調査士法人の JV 等の在り方について検討
- 一人法人における問題点（名板貸しの温床となる等）について検討するための実態調査を実施することを想定していたところ、民法改正や新たな財産管理人制度への対応を優先すべきとの結論に至り、令和 3 年度においては対応を見送った。

## 八 研究所関係

令和 3 年度の研究所の研究体制の整備として、研究員の選任については、令和 3 年度の研究所の事業計画に基づく具体的な研究テーマ及び研究概要の策定を行い、全国の土地家屋調査士会に研究員候補者の推薦を依頼する（推薦の際に推薦する候補者が作成したアブストラクトの提出も求める。）こととし、各土地家屋調査士会長に依頼の文書（令和 3 年 8 月 10 日付け日調連発第 136 号をもって依頼、令和 3 年 8 月 20 日付け日調連発第 146 号をもって再案内）を発信した。

その後、令和 3 年 8 月 24 日開催の第 3 回研究所会議において、推薦された研究員候補者のアブストラクト等を基に協議を行い、令和 3 年 9 月 15 日、16 日に開催の第 4 回理事会にお

ける審議を経て選任された（推薦された研究員候補者 11 名全員並びに外部からの特任研究員候補者 1 名を選任）。

令和 3 年 10 月 22 日に電子会議で、11 月 18 日、19 日には集合型で研究所全体会議を開催し、テーマ別はもちろんのこと、テーマの垣根を越えた議論を行った。

なお、研究員の研究過程で収集、転載、引用した資料類の取扱い及び研究成果に関する利活用（2 次利用）等の取扱いに係るそれぞれの規範の検討を重ねてきた。

## 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

令和 4 年 3 月 3 日に第 3 回研究所全体会議（電子会議）を開催し、それぞれの研究員における研究の進捗状況を確認した。現在、それぞれの研究中間報告サマリーの提出を受けたところであり、完成した中間報告書は会報 10 月号から研究テーマごとに順次掲載する予定である。

### (1) 土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に関する研究

歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究をテーマに、引き続き研究員が所属する地域（今期は京都市、京都府）における歴史的地図・資料等について、土地家屋調査士業務に関連した調査研究を行ってきた。

また、「府県地租改正紀要」に着目した実務家である土地家屋調査士目線での再検証・分析、研究所に保管されている従前各会がまとめた地域の慣習について今後の基礎情報とするための統計的な整理などの研究を行った。

### (2) 最新技術に関する研究

MMS（モバイルマッピングシステム）の小型軽量化によりバックパック型 MMS の開発が進む中、土地家屋調査士の測量業務と親和性が高いものと捉え、登記所備付地図作成作業への応用可能性についての研究を行ってきた。

また、GNSS 受信機が身近になってきている昨今の環境や世界測地系による測量が土地家屋調査士の行う測量にも必要とされてきている中、高性能 UAV の開発等各種の技術の目覚ましい進歩に関して、とりわけ、フォトグラメトリ、3D レーザースキャナ、GNSS の精度を検証し、現場の規模や地域に合わせた測量方法の使い分けや補完的利用方法の研究を行い、土地家屋調査士業務の効率化、単価向上につなげられるかの研究を行ってきた。

さらに、日本の不動産登記制度（登記データ）を活用したデジタル化及び地籍調査の円滑化、迅速化、リモートセンシングデータ活用についての研究として、日本の不動産登記の仕組みは、法律とデジタルと経済取引が連動している財産管理データベースであるという観点に立ち、将来の自動化・デジタル化に向けた研究を行ってきた。

加えて、準天頂衛星システム「みちびき」のセンチメートル級測位補強サービス（CLAS）性能向上と市場における利用の高度化として、CLARCS サービスの利活用のほか、土地家屋調

査士業務に役立つ衛星利用サービスの利活用についての研究を行ってきた。

### (3) 不動産取引に関する研究

「税理士業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」と「宅建業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」を柱に研究を進めてきた。

「税理士業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」については、税理士が相続税申告手続において行う土地評価算出時の土地地形図等の作成、また、不動産鑑定士が土地評価算出時に行う土地現況図等の作成について、それらの具体的な成果物を検討しながら、土地家屋調査士が税理士、不動産鑑定士の業務で関わることのできる具体的実務について研究してきた。

「宅建業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」については、不動産の売却、取引時に関わる土地家屋調査士の業務について、特に、不動産の取引における筆界の確認が、その後の地積更正登記の完了のみを目的とすることだけにとどまることなく、取引の都度筆界確認書を取り交わすこと及び確定測量図を作成すること等の重要性を示す研究や、筆界確認業務のみならず宅建業界等が土地家屋調査士に求める不動産取引上の商品価値安定化の付随業務について研究を進めてきた。

### (4) 地籍調査に関する研究

土地基本法等の一部を改正する法律によって、地籍調査事業に土地家屋調査士の専門性を生かすことのできる内容について、研究を行うこととした。また、テーマ2の最新技術の研究と連携し、山村部の航空写真等を用いたリモートセンシングデータの活用について、研究してきた。

全国の土地家屋調査士が関与している地籍調査事業の実態把握について検討を行ってきた。

筆界未定地が可能な限り少なくなるように、その方策について取りまとめ、地籍調査事業の立会い工程に予算を組み込んでもらえるよう、働き掛けができるような内容とすることとした。

土地家屋調査士以外の方が読んでも分かりやすく、かつ興味を持ってもらえるような内容とすることとし、多くの方の目に触れるよう工夫することとした。

筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設において、土地家屋調査士が筆界案作成の手法、筆界案の活用方法などについて研究してきた。

## 2 地籍に関する学術的・学際的研究

### (1) 地籍問題研究会との連携

地籍問題研究会の幹事として連合会の研究所担当副会長が就き、連合会の研究との連携を図ってきた。

「地籍問題研究会」の令和3年7月及び11月、さらに令和4年3月に開催の定例研究会の全てに研究所担当役員が出席し、情報収集してきた。

#### (2) 日本登記法学会との連携

主に日本司法書士会連合会の働き掛けにより創設され、平成30年12月8日に学会組織に移行した日本登記法学会とは、「登記」という枠組みの中で関連する分野が多いことから、同学会の理事として連合会の研究所担当副会長が就き、情報収集等を行うなど、連携してきた。

また、令和3年11月27日に開催された同学会の第6回研究大会に研究所担当役員が出席した。

#### (3) 関連学術団体との研究交流

研究所の研究や土地家屋調査士の実務との関連性を見極めながら、必要に応じて研究交流を行い情報収集に努めてきた。

QZSS（準天頂衛星）に関する情報収集として、QBIC（高精度衛星測位サービス利用促進協議会）・QSS（準天頂衛星システムサービス株式会社）連携（地図分野）におけるQZSS利活用推進会議（第8回）に出席し、最新の動向について情報収集した。

### 3 各部等との連携

各部と情報共有を行い、連携を図ることで、基礎研究や研究成果の連合会事業へのフィードバックを行うよう努めてきた。

地理空間情報活用推進基本計画案に対する意見の提出に関して、制度対策本部からの要請を受け、テーマ2「最新技術に関する研究」の研究員において、連合会としての意見案の提出を制度対策本部へ行った。

### 4 会長から付託された事項の研究

会長からの指示を受けた事案として、制度対策本部の所管である土地家屋調査士総合研究所（仮称）創設に関する検討PTに研究所担当役員全員が構成員となり、連合会における「独立したシンクタンク機能」をテーマに協議検討を行ってきた。

## 九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

### 1 第16回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士法第3条第3項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）について、令和3年度に第16回土地家屋調査士特別研修を実施したところ、土地家屋

調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和4年3月14日に122名が同法第3条第2項第2号の認定を受けた（受講者151名、認定率80.8%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計6,650名となった（令和4年3月14日現在）。

## 2 第17回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

### (1) 実施日程

第17回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成及びカリキュラムについて、令和3年11月1日付け日調連発第219号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

#### <第17回実施予定>

基礎研修	令和4年7月8日（金）～10日（日）
グループ研修	令和4年7月11日（月）～8月18日（木）
	※ ただし、課題提出日は、令和4年8月3日（水）
集合研修・総合講義	令和4年8月19日（金）～21日（日）
考査	令和4年9月3日（土）

### (2) 映像教材

基礎研修で使用する映像教材については、第16回のインターネットを利用した配信において各会場のインターネット環境や使用するパソコンの性能による軽微な不具合があったことから、万全を期すため従来のDVDによる実施方法に戻すこととした。

### (3) 受講者募集

第17回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について、令和4年1月18日付け日調連発第304号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会に通知した。

なお、第16回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等が懸念される状況下にあることから、会場を設置する地域をあらかじめ受講者に示した形で受講者募集することとした。